

秋田県日本語教育の推進に関する基本的方針

令和6年3月
秋 田 県

目次

I	基本方針策定の趣旨	1
II	秋田県における日本語教育の現状と課題	2
1	現状	2
2	課題	8
III	日本語教育の推進の基本的な方向	9
1	日本語教育推進の意義	9
2	目指す姿	9
3	関係機関の連携強化	9
4	施策の方向性	10
5	基本方針の位置づけ	10
6	基本方針の期間	10
7	県の責務	10
8	日本語教育に係る機関に期待される役割	10
IV	日本語教育の推進に関する事項	12
V	その他日本語教育の推進に関する事項	14
1	推進体制	14
2	基本方針の見直し	14

I 基本方針策定の趣旨

本県の在留外国人数は、令和4年12月現在で4,589人と全国最少であるものの増加傾向にあり、国籍や在留資格の多様化が進んでいます。

また、外国人を雇用する事業所数や外国人労働者数もコロナの影響があった令和3年を除けば増加を続けており、人手不足を背景に今後も「技能実習」や「特定技能」による外国人労働者の受入れが進むことや、洋上風力発電事業に携わる外国人技術者の増加が予想されます。

日本語学習者の増加と多様化を踏まえ、令和元年6月に「日本語教育の推進に関する法律（令和元年法律第48号。以下「日本語教育推進法」という。）」が施行され、令和2年6月には「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」が閣議決定されました。

この方針の中で、地方公共団体においては、地域の実情に応じて日本語教育の推進に関する施策を策定、実施する責務を有することや、事業主においても雇用する外国人等に対し日本語の学習に関する支援に努めることのほか、日本語教育の推進にあたり関係者相互間の連携強化や必要な体制の整備に努めることが規定されました。

本県における在住外国人等に対する日本語教育は、地域日本語教室が担ってきましたが、指導者不足による人材の育成・確保が急務となっていることや、学校教育現場においても学習支援体制の整備が遅れているなどの課題があります。

これまで県では、「あきた国際化推進プログラム（計画期間：令和4～7年度）」に基づき、日本語教育の環境整備に向けて取り組んでいるところですが、上記の課題に対応するため、更に内容を充実させる必要があります。

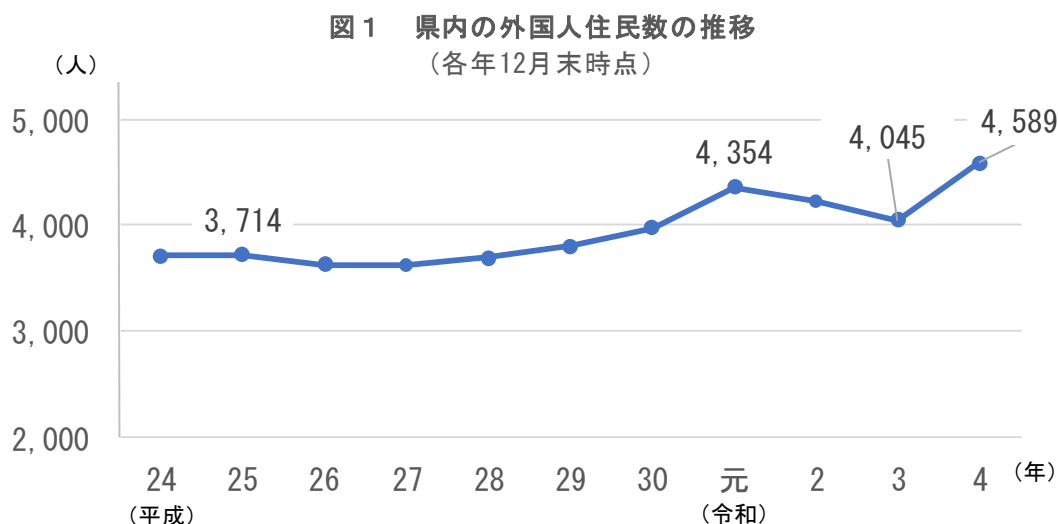
こうした状況を踏まえ、秋田に住む外国人等が、生活や仕事、学習をする上で不便を感じることなく地域で生き生きと暮らしていけるよう、県、市町村、教育委員会、国際交流協会、地域日本語教室や事業者等が連携し、日本語を学ぶことができる環境整備を推進するため、新たに「日本語教育の推進に関する基本的方針」を策定するものです。

II 秋田県における日本語教育の現状と課題

1 現状

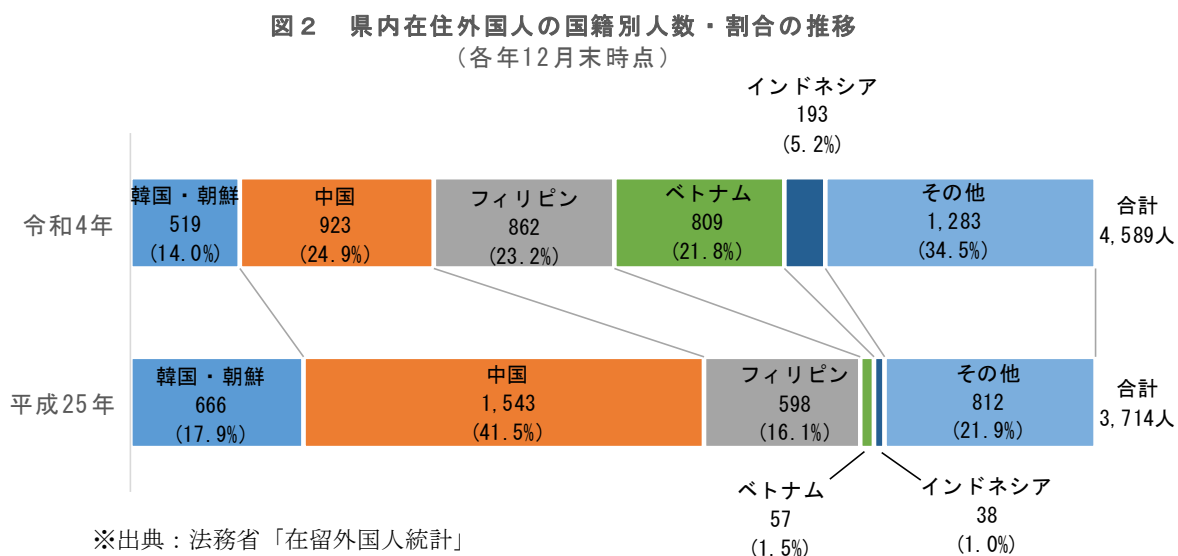
(1) 在留外国人数の推移等

- 県内在住の在留外国人は新型コロナウイルス感染症の影響で一時的に減少したものの、近年増加傾向にあり、令和4年はこの10年で最多の4,589人となっています。(図1)



※出典：法務省「在留外国人統計」

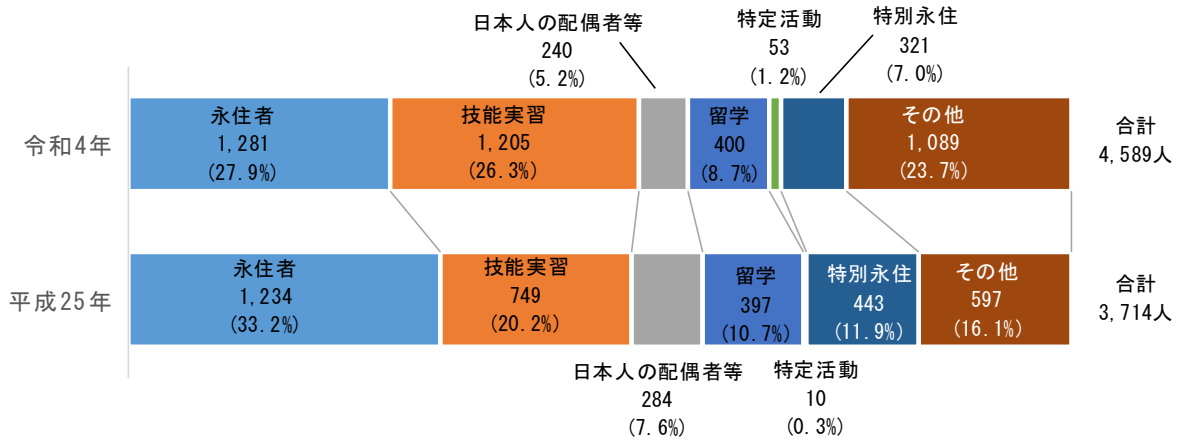
- 国籍別に見ると、10年前の平成25年は韓国・朝鮮及び中国で全体の約6割を占めていましたが、令和4年ではフィリピン、ベトナム、インドネシア等の割合が増加しています。(図2)



※出典：法務省「在留外国人統計」

- 在留資格別に見ると、令和4年は10年前と比較して「永住者」、「日本人の配偶者等」、「特別永住」など身分に基づく在留資格者の割合が減少している一方で、「技能実習」の割合が増加しています。(図3)

図3 県内在住外国人の在留資格別人数・割合の推移
(各年12月末時点)



※出典：法務省「在留外国人統計」

- 市町村別の外国人住民数を見ると、秋田市が37.0%と最も多いものの、他の市町村はいずれも10%未満となっており、広い県土に少人数が分散して住んでいる状況にあります。(表1)

表1 市町村別在住外国人数(令和4年12月末時点)

市町村	人数	割合	市町村	人数	割合
秋田市	1,697	37.0%	男鹿市	73	1.6%
大館市	393	8.6%	三種町	73	1.6%
横手市	390	8.5%	仙北市	71	1.5%
由利本荘市	286	6.2%	美郷町	55	1.2%
大仙市	277	6.0%	八峰町	47	1.0%
能代市	251	5.5%	小坂町	45	1.0%
北秋田市	157	3.4%	八郎潟町	28	0.6%
湯沢市	147	3.2%	上小阿仁村	21	0.5%
にかほ市	118	2.6%	大潟村	20	0.4%
鹿角市	110	2.4%	五城目町	19	0.4%
潟上市	105	2.3%	藤里町	15	0.3%
東成瀬村	94	2.0%	井川町	4	0.1%
羽後町	93	2.0%	合計	4,589	—

※出典：法務省「在留外国人統計」

(2) 各分野ごとの状況

県が実施した「日本語教育環境の整備に向けた実態調査」(以下「実態調査」という。)及び県国際交流協会が実施した「地域日本語教室指導者等の意見交換会」(以下「意見交換会」という。)等の結果によると、在住外国人の「生活」・「労働」・「教育」の各分野における日本語教育等の現状と課題は次のとおりです。

①生活者に対する日本語教育

ア 地域日本語教室の開設状況

- 日本語教室は県内 25 市町村のうち 17 市町村で開設されています。日本語教室が開設されている地域に居住する外国人は全体の 91.4% (4,194 人)、未開設の地域は 8.6% (395 人) となっています。(令和 4 年 12 月末現在)
- 22 教室ある日本語教室のうち、17 教室が市町村による開設(直接、間接含む)、5 教室が民間団体・個人による開設となっています。また、日本語教室は外国人住民への日本語教育の大きな役割を担っていますが、そのほとんどはボランティアによって運営されています。(表 2)

表 2 県内の地域日本語教室の開設状況(令和 5 年 7 月現在)

(1) 市町村の直営又は他団体への委託により実施
秋田市、能代市、横手市、大館市、男鹿市、湯沢市(2)、鹿角市、由利本荘市、潟上市、上小阿仁村 【10 市村・11 教室】
(2) 市町村から他団体等への助成(補助金など)により開催
大仙市、北秋田市、にかほ市、仙北市、藤里町、美郷町 【6 市町・6 教室】
(3) 上記以外(民間の個人、団体により独自に開設・運営)
秋田市(3)、横手市、八郎潟町 【3 市町・5 教室】
(4) 日本語教室未開設の自治体
小坂町、三種町、八峰町、五城目町、井川町、大潟村、羽後町、東成瀬村 【8 町村】

- 実態調査(対象:市町村日本語教育担当部署)では、日本語教育に関連する予算措置をしているのは 16 自治体であり、その予算規模は約 120 千円から約 1,700 千円と自治体によって大きな差があります。

イ 地域における日本語教育人材の状況

- 県内には、文化庁等が実施する「地域日本語教育コーディネーター養成研修」を受講した人が複数人いますが、いずれの方も地域日本語教育コーディネーターとして配置はされていません。
- 実態調査に回答した日本語教室（14 教室）に所属する日本語学習支援者の合計は 88 人となっており、そのうち日本語教育に関する資格を有する人（日本語教師）は 36 人となっています。
- 実態調査に回答した日本語教室に所属する日本語学習支援者数を平均すると、6.3 人となっており、また、支援者の年齢構成は、60 歳代と 70 歳以上を合わせると全体の約 6 割となっています。

<参考>日本語教育人材について

（「地域における日本語教育の在り方について」（文化庁）より抜粋）

- ①地域日本語教育コーディネーター：日本語教育の現場で日本語教育プログラムの策定・教室運営・改善を行ったり、日本語教師や日本語学習支援者に対する指導・助言を行うほか、多様な機関との連携・協力を担う者。
- ②日本語教師：日本語教育に関する専門的な教育を受け、第二言語としての日本語を教える体系的な知識・技能を有し、かつ活動分野や学習対象者に応じて求められる専門性を有する者。
- ③日本語学習支援者：日本語を正確に理解し的確に運用できる能力を持ち、日本語教師や日本語教育コーディネーターと共に、学習者の日本語学習を支援し促進する役割を担う者。

ウ 学習者の状況

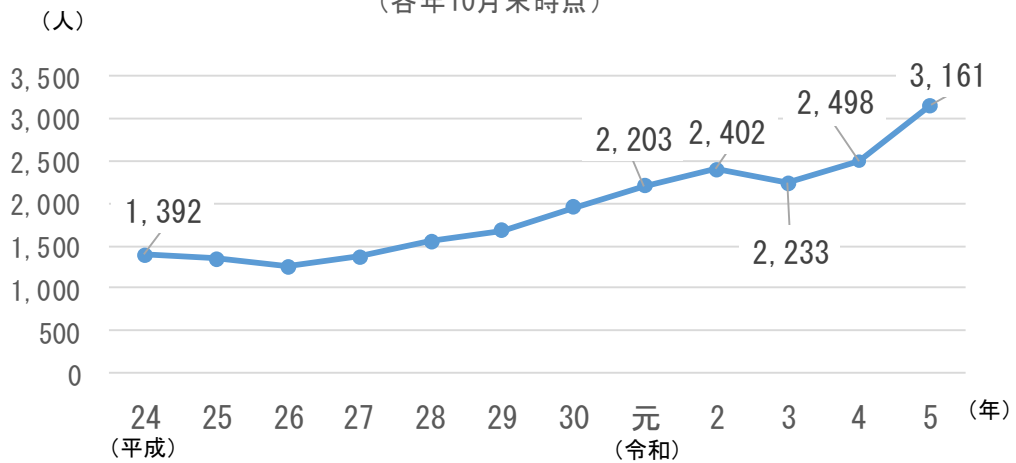
- 地域日本語教室の学習者数は、令和 4 年度末時点で 382 人となっています。（（公財）秋田県国際交流協会「令和 5 年度日本語教室開催状況調査」）
- 実態調査や意見交換会では、日本語教室は日本語の上達だけでなく、地域とのつながりや生活相談ができたとの回答が多く、地域日本語教室は在住外国人にとって大切な「居場所」としての機能を持つことが示されています。
- 日本語教室に行っていない理由として、「忙しい」が 57.7%と最も多く、次いで「教室の時間と合わない」が 37.2%、「教室のことを知らない」が 28.2%となっています。

②在住外国人労働者に対する日本語教育

ア 外国人労働者等の状況

- 厚生労働省『「外国人雇用状況」の届出状況』によると、令和 5 年 10 月末現在、県内で外国人労働者を雇用している事業所は 664 か所、外国人労働者数は 3,161 人となっており、新型コロナウイルス感染症の影響により令和 3 年には外国人労働者数が一時的に減少したものの、約 10 年前の平成 24 年と比較すると、事業所数は約 2.2 倍（H24 年は 300 か所）、労働者数は約 2.3 倍（H24 年は 1,392 人）となっています。（図 4）

図4 外国人労働者数の推移
(各年10月末時点)



※出典：厚生労働省『「外国人雇用状況」の届出状況』

- 国籍別では、ベトナムが864人(27.3%)、フィリピンが680人(同21.5%)、中国(香港、マカオを含む)が463人(同14.6%)、インドネシアが300人(同9.5%)などとなっています。

イ 日本語教育の状況

- 実態調査(対象：県内83事業所 回答：27事業所)において、「外国人が働いている」と回答した25事業所のうち、事業所において日本語教室や研修を「実施している」と回答したのは10事業所であり、「実施していない」と回答した15事業所を下回っています。
- 日本語教室等以外の支援としては、「外部試験の検定経費補助」、「日本語学習のための時間を勤務時間として扱っている」、「市町村が主催する日本語教室の紹介」などであり、「特に何もしていない」との回答は11事業所となっています。

③外国籍等の子ども※(幼児、児童、生徒)に対する日本語教育

※本人の国籍を問わず、文化的言語的に多様な背景をもつ子どものこと。

本人が日本国籍であっても、家庭内の言語や生活習慣が日本とは異なる場合がある。

ア 外国籍等の子どもの状況

- 実態調査に回答した「就学前教育・保育施設」、「小学校」、「中学校」、「高等学校」、「特別支援学校」を合わせた452か所のうち、現在外国籍等の子どもがいると回答したのは208か所、人数は396人です。
- 一施設・学校あたりの在籍人数別に見ると、1人のみの在籍が58.2%と最も多く、1～3人が在籍する施設・学校を合わせると、全体の87.5%を占めています。
- 子どもの国籍について見ると、日本国籍が62.6%となっており、外国籍の25.5%を大きく上回っています。
- 実態調査(対象：各学校)では、外国籍等の子どもの日本語能力について、日常的な会話能力は、「問題なくできる」割合が全体平均で

80.6%であるのに対して、小学校では73.5%と平均を下回っています。

また、教科学習においては、「学習内容を理解して、思考したり判断したりすることができる」割合が全体の平均で68.3%ですが、小学校では57.8%と平均を下回っています。

イ 就学児童生徒への日本語教育の状況

- 実態調査（対象：市町村教育委員会）では、日本語教育が必要かどうかの判断について、15自治体では各学校の判断に任せ、9自治体では児童生徒や保護者との面談に基づいて判断しており、日本語能力を測定するテストなどは実施されていません。
- 教育委員会による在籍児童生徒への日本語学習支援に関する施策について、「行っていない」との回答が56.5%と最も多く、次いで「支援員の配置」が30.4%、「加配教員の配置」が13.0%の順になっています。また、外国籍等の児童生徒を拠点校に集中させて指導している自治体もあります。
- 実態調査（対象：各学校）に回答があった外国籍等児童生徒のうち、支援員が配置されている児童生徒数は、小学校では34人（23.9%）、中学校では14人（15.9%）、高等学校及び特別支援学校ではゼロ人となっています。また、指導方法については、「児童生徒の隣に座って、わからない単語などを随時説明（翻訳）する」、「一部取り出し授業を行い、日本語の指導をする」となっています。
- 地域日本語教室の一部では、児童生徒を学習者として受け入れたりと、日本語教室の指導者が学校に支援員として赴き、学校生活や日本語指導を実施していますが、児童生徒への対応を一任されているケースが多く、また地域や学校によって対応に差があるため県としての統一的なマニュアル作成を求める声があります。

ウ 未就学児への日本語教育の状況

- 実態調査（対象：就学前教育・保育施設）に回答した183施設のうち、「子どもの受入れや日本語指導に関して困ったことがある」施設が28.9%、「保護者との意思疎通に困ったことがある」施設が39.8%となっています。子どもに関することより、保護者との意思疎通について課題を感じている施設の割合が多くなっています。
一方で、子どもの受入れに対する支援や保護者への対応について、就学前教育・保育施設から管轄市町村部署への相談体制については、「ある」が51.4%、「ない」が48.6%となっています。「英語が話せる職員や保護者に手伝ってもらった」、「補助職員を配置して個別に援助した」等、対応を施設に一任しているケースが多く見られます。

2 課題

本県の現状を整理すると、日本語教育環境を整備していく上での課題は次のとおりです。

(1) 日本語学習の機会に関する課題

〔生活〕

- 地域日本語教室が開設されていない「空白地域」においては、居住する外国人等が日本語教育を希望した場合、適切に対応できる環境を整える必要があります。
- 仕事や子育てなどの事情により、日本語教室に通うことができない外国人住民等のニーズに応えるため、適切な日本語教育につなげていくための枠組みを構築する必要があります。
- 日本語教室は、日本語指導だけでなく、「居場所」としての役割を果たしており、その運営を安定させるためには、学習者の確保等が必要であることから、日本語教室の運営改善や外国人住民等への情報提供に取り組む必要があります。

〔労働〕

- 外国人労働者に対する日本語学習支援を実施していない事業所が一定数あるなか、今後外国人労働者の増加が見込まれることから、事業所における日本語教育の必要性に対する理解を促進する必要があります。
- 企業単独での日本語学習機会の提供が困難であることも想定されることから、監理団体、行政、商工団体等との協力が必要です。
- 外国人労働者は職務で使用する専門的な日本語を学ぶ必要がある一方で、生活者の一人として、地域で暮らしていくために必要な日本語などを学ぶ機会を確保する必要があります。

〔教育〕

- 本県は外国人が分散して居住しており、市町村教育委員会や学校の中には外国人を受け入れたことがないところがあり、受入れやその後の進学・キャリア支援、保護者への対応などの体制が整備されていない場合があります。
- 1つの学校や就学前教育・保育施設に在籍する外国籍等の子どもが少数であることから、支援の必要性に対する認識が不足し、現場の教員や支援員が対応を一任されることで苦慮している場合があります。
- 児童生徒は日常会話に必要な日本語のほか、教科学習のための日本語を学ぶ必要がありますが、支援員の配置等の対応は教育委員会や学校によって差があります。日本語能力等の実態を把握した上で、日本語学習等の支援が必要な子どもに適切な機会を確保するために全県統一的な対応を検討する必要があります。

(2) 日本語教育人材に関する課題

- 地域日本語教室の日本語教師や学習支援者は、生活者、労働者、児童生徒等への日本語教育において大きな役割を担っていますが、高齢化などの理由により新たな人材の確保などが急務となっています。
- 日本語教育人材には学習者のレベルや多様なニーズに対応できる知識や技能などが求められますが、教育人材の多くがボランティア中心であることから、指導力向上のための研修機会の提供や指導環境整備への支援等が必要となっています。
- 日本語教育人材からは、カリキュラム作成や指導内容に対する専門家からの支援を求める声がありますが、県内ではこうした要望に対応できる人材に限られていることから、外部からの専門家も含めた支援体制の構築を図る必要があります。

(3) 日本語教育等に対する理解に関する課題

- 外国人住民が積極的に地域住民とコミュニケーションを取りたいと思えるようにするためには、企業、学校、地域など受け入れる側においても、日本語教育に関する理解に加え、外国人住民等の文化や考え方を学び、尊重しようとする姿勢が求められます。
- 外国人住民が少ないという特徴から、日本語教育に関係する各主体の当事者としての意識が低いと言わざるを得ません。関係機関の理解度を向上させ、「自分ごと」として日本語教育に取り組み、協力・連携する体制を構築する必要があります。

Ⅲ 日本語教育の推進の基本的な方向

1 日本語教育推進の意義

日本語教育の推進は、県内に居住する外国人等が「地域の一員」として、日常生活や社会生活を円滑に営むための環境整備に資するものです。また、日本語教育に関する施策を総合的かつ効果的に実施することは、多様な文化を尊重した活力ある共生社会の実現に資するものであり、外国人等と共生する地域住民にとっても住みやすい地域づくりや地域活性化につながる基盤となるものです。

2 目指す姿

日本語教育の推進を通じて、日本人県民と外国人県民が互いの文化や考え方などを理解し合いながら、誰もが安心して暮らしやすく、活力に満ちた「多文化共生」の地域社会づくりを目指します。

3 関係機関の連携強化

県内における日本語教育が適切に行われるためには、日本語教育や外国人等に関わる機関が連携し、日本語教育の推進に関する取組を進めていくことが重要です。

県、市町村、県・市町村教育委員会、学校、就学前教育・保育施設、地域日本語教室、日本語教育機関、企業、国際交流団体等は、自らの責務を認識した上で、相互間の連携を強化して取組を進めます。

4 施策の方向性

(1) 日本語学習機会の提供

外国人住民等が、居住地にかかわらず、年齢や立場など様々なステージに応じて希望する日本語学習の機会を得られるよう、多様なニーズに対応した学習の場を創出します。

(2) 日本語教育の水準の維持・向上

地域の日本語教育に関わる人材の養成・育成・定着を図るとともに、他県の先行事例や国の動向に関する情報提供を行うほか、日本語教室・人材向けの相談・支援体制を整えることにより、水準の維持・向上を図ります。

(3) 日本語教育等に対する理解と関心の醸成

すべての県民に向け、日本語教育推進の意義を啓発するとともに、多文化共生の必要性に対する理解と関心の醸成に努めます。

5 基本方針の位置づけ

本方針は、日本語教育推進法第11条に規定する「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」として策定します。

6 基本方針の期間

基本方針は、令和6年度（2024年度）から令和10年度（2028年度）までの5年間とします。

7 県の責務

(1) 基本方針に基づき、市町村等の日本語教育に携わる関係者との役割を踏まえつつ、「生活」、「労働」、「教育」の各分野において、地域の実情に応じた日本語教育の推進に関する施策を策定し、実施します。

(2) 日本語教育に携わる関係機関が連携・協力して日本語教育を推進するための体制を整備します。

(3) 日本語教育の必要性や多文化共生に対する理解促進のための取組を進めます。

8 日本語教育に関係する機関に期待される役割

各関係機関に期待される役割は次のとおりです。

(1) 市町村

住民にとって最も身近な行政主体として、外国人住民等が地域社会を支える一員であることを認識し、地域日本語教室等と連携して、外国人住民等のニーズを捉えた日本語教育に係る環境・体制の整備等を推進することが期待されます。

(2) 市町村教育委員会

人格形成に大きな影響を与える学齢期の日本語教育の重要性を踏まえ、管轄の市町村担当部署、就学前教育・保育施設及び学校等と連携し、外国籍等の子どもの受入れ体制の整備を進めるほか、日本語指導のノウハウをもつ地域の日本語教育人材や日本語教室等との連携が期待されます。

(3) (公財) 秋田県国際交流協会

多文化共生の推進において中核的な役割を担う機関として、県や関係機関と連携し、地域日本語教育の推進及び多文化共生理念の普及を図るための取組を行うことが期待されます。

(4) 地域日本語教室

外国人住民等が生活に必要な日本語や日本の生活習慣を学んだり地域住民と交流したりできる場を提供するとともに、必要な情報の取得や日常の相談ができるなど、地域と外国人住民等の橋渡しとなることが期待されます。

(5) 日本語教育機関（日本語学校・大学）

専門的な教育を行う機関として、企業や団体等の要望に応じて、学習プログラムや教材、オンライン授業等についての助言、教師の派遣や紹介等への協力などが期待されます。

(6) 企業等

外国人労働者を雇用する事業者及び監理団体は、外国人労働者が事業所における労働の担い手であるとともに、地域の一員であることを踏まえ、職務や生活に必要な日本語の習得に向けた学習機会の提供や学習支援、関係機関との連携に努めることが期待されます。

(7) 学校等

外国籍等の子どもを受け入れる学校、就学前教育・保育施設等は、すべての子どもがその能力を伸ばし、社会で活躍できるよう、子どもや保護者への支援に努めるほか、校内や施設内において多文化共生に対する理解の促進を図ることが期待されます。

(8) 県民

- 外国人住民は、個人の状況に応じて、関係機関による日本語学習の機会を積極的に活用するなどし、日本語の習得、日本文化や生活習慣の理解に努め、地域の一員として積極的に地域の活動に参加することが期待されます。
- 日本人住民は、外国の文化や生活習慣等の理解に努め、外国人にも分かりやすい話し方や表現（やさしい日本語）を学び、外国人住民が環境になじめるようにするとともに、交流を深めていくことが期待されます。

IV 日本語教育の推進の内容に関する事項

(1) 日本語学習機会の提供

● 生活者に対する学習機会の提供

【取組イメージ】

- 日本語教室空白地域をはじめとした日本語教育環境が十分でない地域における学習機会の確保に向け、新規開設や広域（複数自治体）での日本語教室の運営などの取組支援に努めます。
- 仕事や子育てなどの事情により地域日本語教室に通うことができない外国人住民等向けに、オンライン対応や出張型教室、日本語教育人材の紹介など、学習しやすい環境づくりを進めます。
- 日本語教育に関する各機関によるネットワークを構築し、日本語教育に関する先行事例の共有や外国人住民等への情報発信などを図ります。

● 労働者に対する学習機会の提供

【取組イメージ】

- 外国人労働者の日本語学習機会の確保に向け、事業者や監理団体による日本語教室開催など、市町村や地域日本語教室、日本語教育機関等との連携を図ります。
- 同業種の複数企業による日本語教室開催やオンライン・VOD（ビデオオンデマンド）による日本語教室の開催など、外国人労働者の参加しやすい学習環境の整備を図ります。
- 外国人労働者への日本語教育等、外国人労働者の受入れに関する課題の共有や解決に向け、受入れ企業や、監理団体と日本語教育に関する各機関のネットワークづくりを進めます。

● 外国籍等の子どもに対する学習機会の提供

【取組イメージ】

- 他県の先行事例や県内の受入れ実施の多い学校等のノウハウを活用し、外国籍等の子どもの受入れや保護者への支援などに関するマニュアルの作成など、学校等における対応の充実を図ります。
- 各就学前教育・保育施設や管轄の教育委員会、日本語教育人材等が連携し、外国籍等の子ども受入れについて定期的な実態把握に努め、日本語学習機会の充実、就学・進学への支援、受入れ体制の整備を図ります。

- 校内や施設内における研修の機会等を通して、教職員の多文化共生社会の実現に向けた理解を促進し、日本語教育に携わる関係機関との連携への意識向上を図ります。

● 学習ニーズ把握及び日本語教育に関する情報発信

【取組イメージ】

- 日本語教育に係る各機関と連携した実態調査やアンケートの実施などにより、外国人住民等の日本語能力や抱える課題、必要な支援等について適切な把握に努めます。
- 日本語学習を希望する外国人住民等が、適切な学習環境にアクセスできるよう、住民登録等の機会を活用した直接的な情報提供やウェブサイト等における情報発信内容の充実を図ります。

(2) 日本語教育の水準の維持・向上

● 教育人材の確保

【取組イメージ】

- 教育人材の確保に向けた説明会等を開催するほか、育成のため、分野（生活、労働、教育）や指導レベルなどに応じた研修機会の提供を図ります。
- （公財）秋田県国際交流協会が実施する「あきた日本語サポーター」の周知と登録を促すことで、教育人材の掘り起こしを進めます。
- 日本語指導の技術や経験があるだけでなく、在住外国人等の言語や文化、価値観など様々な違いを受け止めることができる人材の養成・育成・定着に向けた取組を進めます。

● 相談・支援体制の確保

【取組イメージ】

- 日本語教育の専門知識を有するコーディネーター人材の配置や専門機関の設置等を推進することにより、地域日本語教室等からの相談に対応可能な体制の整備について検討します。
- 日本語教育人材間の顔の見えるネットワークづくりや情報共有を促進するため、交流会や研修会を開催します。

(3) 日本語教育等に関する理解と関心の醸成

● 日本語教育に係る各主体の意識向上

【取組イメージ】

- 日本語教育の必要性や多文化共生社会の実現に向けた理解を促進するための研修会やセミナーを開催し、日本語教育に携わる関係機関の意識向上を図ります。
- ホームページやSNS等による多言語での情報発信、セミナーの開催等により、在住外国人等の日本語学習に関する意識の向上につなげます。

● 県民向け多文化共生理念の普及・啓発

【取組イメージ】

- ホームページやSNS等を通じて、県内の日本語教育に関する情報や多文化共生に関する情報の発信を行います。
- 市町村等が開催する行事等への参加を外国人住民等に呼びかけるとともに、市民講座の講師に外国人住民等を活用するなど、相互理解の場を創出します。
- 県民を対象とする国際理解講座や国際交流イベントなど、外国人住民等と交流する機会を創出します。
- 県民向けに「やさしい日本語」研修を行うなど、普及・啓発を図ります。

V その他日本語教育の推進に関する事項

1 推進体制

- 県は、学識経験者、日本語教育機関、事業者、学校、市町村、外国人住民、（公財）秋田県国際交流協会等のメンバーから成る「秋田県地域日本語教育推進会議」の意見を聴きながら、関係部局と連携し、日本語教育に関する施策を総合的かつ効果的に推進します。

2 基本の方針の見直し

- 秋田県日本語教育の推進に関する基本の方針は、計画期間を5年とするものの、日本語教育に係る社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて内容を見直すものとします。